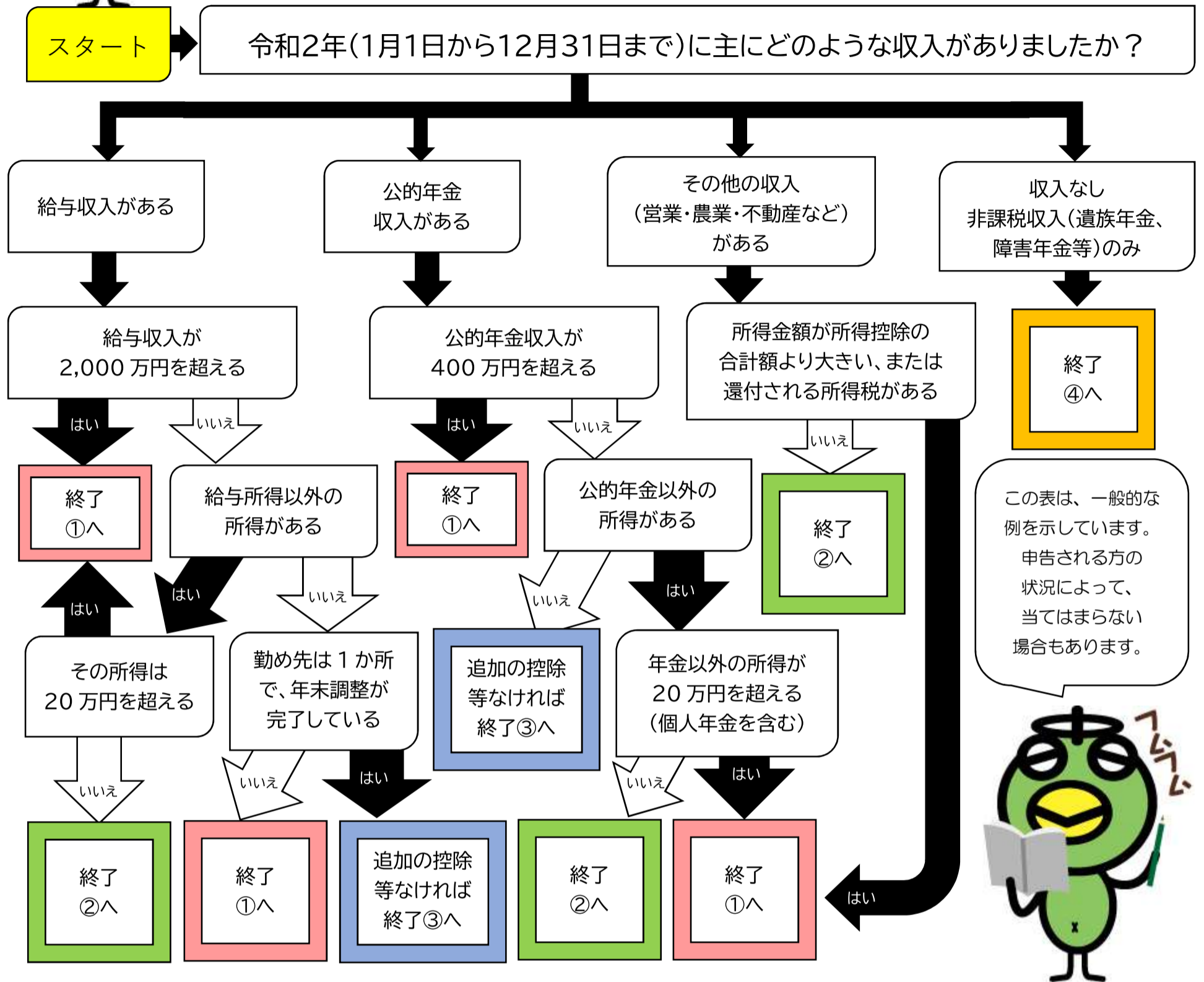




申告フローチャート

令和3年1月1日現在で中間市に住んでいた方が対象となります。市外の方は居住していた市町村にお問合せください。



結果はこちら！	
① 確定申告が必要です。	3月15日(月)までに確定申告をお願いします。 若松税務署、中間市役所(期間限定)にて受け付けております。 ネットやスマホでも申告できます。詳しくは税務署のホームページ
② 市・県民税の申告が必要です。	3月15日(月)までに市・県民税の申告をお願いします。 中間市役所で受け付けております。各自で作成し、提出だけであれば、混雑をさげ中央公民館、ハピネスなかま、地域交流センターで！(税務相談はできません。)
③ 申告をする必要はありません。	原則として、申告をする必要はありません！ 追加の控除等で還付できる所得税があれば①の確定申告が必要です。 ※ただし、追加の控除等で、所得税の還付、市・県民税の金額が変わる場合があります。
④ 市・県民税の無収入の申告が必要です。	3月15日までに市・県民税の無収入の申告をお願いします。 必要事項を記入し、郵送及び中央公民館、ハピネスなかま、地域交流センターで提出ください。